

1. 会合名	取引所外売買等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 30 年 11 月 12 日 (月) 10:30~10:50
3. 議 案	○ PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正 (案) について
4. 主な内容	<p>○ PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正 (案) について</p> <p>事務局より、資料に基づき、前回会合から当該規則の一部改正案の追加及び修正等を行った箇所を中心に説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該規則第 7 条第 2 項は認可業務以外の取引所外売買による報告事項等を定めているが、今般の本条文の改正は認可業務以外の取引所外売買の制度変更に伴うものではないという理解で良いか。 → 御理解のとおりである。認可業務による取引所外売買の報告事項等について規定する第 11 条において、第 7 条第 2 項が準用されているため、形式的に参照元となる本条文を改正するものである。なお、現行取引所外取引の報告・公表システムでは報告項目として現物・信用の区分が設けられているが、従来どおり、本欄が空欄の場合は現物として取り扱うことで、PTS 信用取引を取り扱わない証券会社に影響が生じることはないと考えている。 ・ 規則改正案第 6 条の 7 第 10 項に関連して、信用取引現在高や社内対当数量については、投資家の利便性を鑑みて、東京証券取引所における数値と PTS における数値が合算されたデータが示されることが望ましい。今後、当該データをどのように公表していくかという課題について、関係者間で検討したい。 <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3665-6770)